

## 東日本大震災対策特別委員会会議録

平成30年2月6日（火曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦 清人君

出席委員（15名）

委員長	山内昇一君	
副委員長	後藤伸太郎君	
委員	須藤清孝君	倉橋誠司君
	佐藤雄一君	千葉伸孝君
	佐藤正明君	及川幸子君
	村岡賢一君	今野雄紀君
	高橋兼次君	星喜美男君
	菅原辰雄君	山内孝樹君
	後藤清喜君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
企画課長	阿部俊光君
企画課主幹兼 政策調整係長	佐藤正行君
復興推進課長	男澤知樹君
復興推進課課長補佐	猪狩満君
復興推進課上席技術主幹 兼事業推進係長	及川幸弘君

事務局職員出席者

事務局長

佐藤孝志

総務係長  
兼議事調査係長

小野寛和

午後4時10分 開会

○委員長（山内昇一君） 定刻でございますので、ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15名であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

初めに、私から一言ご挨拶を申し上げます。

第1回の臨時会の開催ということで、それに引き続きまして東日本大震災対策特別委員会の開催ということで、委員の皆様、大変お疲れのことと思いますが、この後よろしくお願ひしたいと思います。

暦の上では立春ですか、2月3日、4日ですね、そういったことでございますが、実際は一番厳寒期でありますて、本当に毎日寒いといいますか、そういったことで、日本列島も強力な寒波に見舞われまして、大雪の被害やら、またインフルエンザ等も大分ありますて、学校の休校などもあるようでございますので、委員の皆様、そして職員の皆様におかれましては、来月の定例会もありますので、ひとつ体調管理に万全を期していただければいいのかなと思います。

また、きょうは、先ほど行政報告にもありましたように、防災集団団地の宅地の取り扱いについてのご説明をいただくものでございます。この後よろしくご協力のほどお願ひ申し上げます。

さて、南三陸町が造成した防災集団移転促進団地は、19地区、827区画を整備し、これまで被災者に土地の提供を行ってきたところですが、移転希望者による意向の変化により、一定数に区画にあきが生じ、被災者以外の方々へも対象を広げ一般公募を行ってきたところであります。

しかしながら、志津川中央団地においては、アパート、寄宿舎の建築が予定されているとのことから、議長に対し対応を求める要望などもなされていたと聞いております。

結果的には、集合住宅の建築が中止され、団地内住民も一安心しているようですが、議会としても、これまでの経過について検証する必要がありますことから、本日の特別委員会の開催となったものであります。

まず、本日の進め方ですが、初めに担当課から、これまでの経過についての説明をいただきます。その後、委員より質疑を受けたいと思います。このように進めるにご意見あります

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

防災集団移転促進団地の一般公募についてを議題といたします。

担当課長による説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、お配りをさせていただいております資料に基づきまして説明をさせていただきます。目次にございますように、本資料を7項目に分けて記載をしてございますが、昨年の12月定例会でも議員の皆様から一定のご質問を承ってございます。基本的に内容につきましては、その答弁と大きく異なるものではございませんけれども、改めまして、昨年末からことし年始にかけた状況を中心にご報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず、右下に2ページ、番号を振ってございますが、1番、一般開放の経緯について記載をしてございます。

①は国からの通知によって、これは一般宅地化ができるというような制度上の内容を記してございます。やむを得ず生じたあきの区画の処分につきましては復興に資するというような場合に使えると。アトイ、2つに分けて書いてございます。事業そのものが適正な規模でまず行われていることと、それからその事業期間中、あるいは事業が終わっても、移転者の意向の変化等によってあきが出た場合には、最大限有効に活用するための措置を講じることができるというようなことが書いてございます。

②番でございますが、町の考え方といたしまして、国が示す「復興に資する」という解釈として、町の課題であるさまざまのことに対応するために使ったということでございます。

3ページでございます。

2番、一般募集の前に、従業員の宿舎用地として決定した経緯を記載してございます。

①番につきましては、水産加工業の人材不足がずっと前からあったということでございます。これへの対応という流れでございます。

②番、これに対しての町の考え方を記してございますが、水産加工会社等がさまざまな国の補助金を得て工場あるいは機械を再建をしても、やはり従業員がいないと工場が稼働しないというような現実もございましたことから、地域産業の復興を後押ししなければならないという

のが考え方でございます。

3番目の事業者の選定の方法でございますけれども、従業員の宿舎建設の計画があるかどうかを、町内の12の水産加工業者に調査を実施をいたしました。その結果、2つの会社から意向が示されました。1社につきましては、辞退をしたということから、結果として1社のみの選定ということになったことでございます。

④番、一般募集前に決定をした理由が書いてございますけれども、水産加工業における人材の不足は喫緊の課題であったということから、これに対応するためというところが理由でございます。

ページ、めくっていただきまして、4ページ、3番目には、一般募集の実施の流れを記載してございます。これにつきましては、一般募集を一般開放の対象となる団地の事業費のまず確定をさせるという作業がございますので、その事務を経たうえで県からの確定通知をもらって一般開放という形になりました。

2番と3番には、優先順位の設定とその考え方方が載ってございます。改めて説明をするまでもないと思うのですけれども、移住、定住、それから子育て、若者の生活支援、産業振興、雇用、こういった町が抱えるさまざまな課題を解決したいということから、こういう優先の設定の仕方をさせていただいたところでございます。

④で二区画の連担を確保した理由につきましてですけれども、集合住宅を希望される場合には、二区画を利用して建設することが容易に想定されるであろうということから、このような考え方をしたものでございます。

5ページをお開きいただきます。

ここに東の図面と中央の図面が載ってございます。左側は東団地でございます。赤いところが、先行して町が政策的に開放をした区画でございます。それから、青いところが二ブロックございますけれども、そのうち1つは、1次募集では申し込みがありませんでした。その右下のほうが1次募集で申し込みがあった場所でございます。それから、黄色いところはここに記載のとおりであります。

右の図面が、ちょっと横位置になってございますけれども、中央団地の図面になります。ここも1次募集で2つの事業者の方が申し込みをされました。ここの中につきましては、この後もご説明をいたしますが、昨年12月に町のほうに白紙に戻していただきたいという旨の要望がございましたことから、事業者と年末に協議を重ねましたところ、事業者さんも反対という声が多いというようなことから見合せたいということでございます。

6ページ、一般開放の手続の流れを記載してございます。左側が中央団地、右側が東団地でございます。これ、ほとんど実は同じ事務の工程、スケジュールになってございますけれども、東の団地の赤いところ、赤い箱のところが、町が政策的に宿舎用地として確保をしたところの事務の流れでございます。昨年の7月に町内の12の事業者に意向調査を実施をいたしました。その2カ月後に先行分譲ということでのご報告をさせていただいたて、10月に土地の売買の契約をさせていただいたところでございます。

一般募集とのスケジュール間をここで比べますと、一般募集の場合、決まったのが結果として10月というところで、町が先行して政策的に開放した時間、タイムラグは、約1カ月ぐらいしか違いませんでした。

次のページ、ごらんいただきます。

7ページには、これまでの住民対応の流れを書いてございます。昨年の12月3日、中央団地の方々が役場においてをいただきました。それ以来、全部で7回、いろいろな協議をさせていただいたところでございます。この真ん中あたりに、12月の22日と26日、ここは地域の方々というよりは、事業者の方々と町が相談をさせていただいたというところでございます。

最後、8ページになります。

今後的一般開放の町の考え方というところでございますけれども、これは両地区の団地の方々にも同じ説明をさせていただきました。今後の公募に際しましては、全ての団地において地域の理解を得られるまで、従業員宿舎及び賃貸アパートについては見合わせるということでございます。

なお、2つ目、被災者以外の方の戸建ての住宅、いわゆる一般戸建ての公募につきましては、引き続き実施をいたします。

それから、③これらを踏まえまして、制度の設計をいま一度精査をした上で、新年度から一般開放を再開をしたいというようなことで、現在考えてございます。

なお、この表には、空き区画の状況等を数字で記載してございますので、ご参考にしていただければというふうに思ってございます。

資料、駆け足になりましたので、今後は質疑の中で対応させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（山内昇一君） それでは、担当課長による説明が終了いたしましたので、これから質疑を受け付けたいと思います。

これまでの説明に対し、聞きたいことがあれば举手をして伺っていただきたいと思います。

どうぞ。どなたかございませんか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 中央区のアパート建設、宿舎建設に当たっては、地区民の人が私のところに直接5名の方がおいでになって、一体これはどうなっているんだという話だったのです。そして、いろいろ聞いていっても、とりあえずその人1人の考え方じゃなくて、いろんな人たちが来て話を聞くと、やはり行政が先走っての行動かなというような形は、私は思います。

そして、今回募集に当たっても、9月決定で、もう10月から復興に資する事業ということで、10月にはもう建てるみたいな形に、すぐ工事が始まるような段取りをしていたと、そういう経緯があります。

そして、ちょっと私が1番目、最初に聞きたいのは、町の住民対応ということで、住民対応のページですね、2月の3日、12名の方が役場のほうに説明を求めに行つたと。そして、復興推進課と企画課長がたしかこのとき対応したと。その後に、また中央区の方が別の団体として来て、25名の方が説明を受けに来たと、経緯として。そして、その後で、12月20日水曜日、このときはぜひ千葉さんも来てくれということで、私も見に行つたのですが、もうすごく多くの方々がやはりその説明会に来ていきました。この説明会には何名の方が参加されて、どんな問題が行政のほうに投げかけられたのかと。

そして、この後、事業者との打ち合わせみたいなのがあるのですけれども、あと30年1月の15日、東団地の方たちに説明と、これも何人ぐらい来たのかと。あと、その後で中央団地の最終的な中止になった経緯を町のほうで説明したいということで、通知でもって中央団地の人たちに連絡したと。これもとりあえず何人の方が参加したのか。その辺をお知らせください。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、3回の住民対応の人数と、それから寄せられた主なご意見というところかと思いますが、12月の20日は75名でございます。それから、1月の15日、年が明けまして東団地の方々、15名と記憶してございます。4日後の1月19日は40名の方がいらっしゃいました。

寄せられた声のほとんどが、やはりそのアパートについては白紙に戻していただきたいというのが、まず大方のお考えでございました。それと、その被災者以外の方への一般開放、一般開放イコール実は被災者以外というようなことになるのですけれども、もう少し被災者が住宅を建てるために時間をあけて待っていてくれてもいいのではないでしょうかということをいたしました。主にそういう2つでございました。

○委員長（山内昇一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 今企画課長のほうから説明ありましたけれども、私も12月の20日、行ったときは、会場がもういっぱいになって入られないくらいの中央区の人たちが集まりました。私は大体80名ぐらいかなと思って見ていましたのですけれども、その中で住民が行政に言ったのは、最初のそこに土地が欲しいという人たちの中身と随分内容が変わってきたと。その一番の変わったというのが、アパートとか宿舎の部分が急に入ってきたと。それっておかしいのではないかと。ましてアパートが建つ予定の場所の隣に、高齢者ひとり住まいの方が来たらしいのですけれども、こんなアパート建設なんて聞いていないよという話をされていました。ここにアパートが建つならば、私は中央区にも、南三陸町にも来ないというような、切実な言葉を聞きました。

その上で、なかなかそのアパート建設がどうなるかというのは、町の中でほとんど見えてこなかった現実の中で、地区民は不安に陥れられたと私は思います。住民にとっては、アパート建設が一番ネックであって、一般公募に関しては、私は問題ないと思うのです。ただ、従前の募集のルールを逸脱したような形の行政の一般公募というのは、やはり地区民の同意を得ないといけないと、私はこの辺にまだ問題があったから、こんなに住民が騒いだのだと思います。

あと、東団地のほうでも、15名の方が説明会に参加したと。そして、町の話だと、その近隣の方たちに、とりあえず周知のために、ここにアパートが建ちますということを連絡しているというような話を町は言っていました。しかしながら、現実は、役場で、復興推進課か企画課かわかりませんけれども、近隣の、隣かな、隣の住人の人に電話をかけたときに、その隣の住人の人は、何言っているの、あんた来てみらいと、もう屋根上がっているんだよと。

こんな状況の中で、住民にアパート建設をしますからという説明が果たして成り立つか。やはりいろんな面で、建設ありきの中で動いていた分だと私は感じます。そうじやないと、こんなに建築確認を含め、多くの建設に当たっての段階を踏んでいくための時間というのが、こんなにすぐできないと思うんですよ。その辺が住民の不信を買っているということだと思います。

あのとき町長も、説明と、会には参加した75名の会員、そして企画課長と復興推進課長が、あの町民から言わされた言葉というのは、すごく重いのだけれども、まあこうなってしまったなみたいな感じにしか私は受け取れません。それはやはり自分たちに非があるということを自分たちが認めたからと私は思います。

ですから、今後も、このさつきの説明の中で、地域の住民に周知を図ると、これは当然のことだと思うのです。これをしなかったから、こんなふうになったと。

あと、一般公募に関しては、97区画に関しては、1次一般公募では、28区画が埋まつたと。そして、2次の一般募集では5区画が埋まつたと。その経緯を見ていったら、時間がたてばたつほど、この部分って、数字って、極端じゃないにしても、一般の人たちが周知をすれば集まつてくると私は思うのですけれども、その辺は執行部のほうはどうのように考えていますか。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 説明会のときにも、急にルール変更というようなご意見もございましたが、ルールそのものというよりは、町として、この資料にも書いてあるのですけれども、14カ月、15カ月ぐらいでしょうか、なかなかやはり宅地が埋まらないというような状況もございましたので、かねてからそういう宿舎用地としてのご相談を賜っていたわけでございますので、同じルール、条件で、ずっと通常の土地の区画がはけていくのを、これ以上待っても余り大きな、何ていうのでしょうか、区画の要望が鈍ってきてているというようなことは当然ございましたので、この辺あたりでそういう宿舎用地としての土地の活用について、転換を図るタイミングだろうというふうに考えてきたわけでございますので、そのアパートありきとかということではなくて、この東浜団地、商工団地には、このような水産加工会社がたくさんひしめいておりますので、東団地でそのような有効転換ができるような区画であれば、そういう考え方を変えましょうというような内部のことでございましたので、事前の周知の不足というところは、昨年の議会でもそこはしっかりやるべきだったというお話はさせていただいたところでございますけれども、基本的な考え方はそういう方向で来たというところでございます。

それから、ご近所様への電話をしたという部分につきましては、事業の担当課のほうでできるだけ誠意を見せなければいけないという担当職員が、それぞれ気を回して前もってお話をしたというところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 電話連絡の関係でお話がありましたので、電話をするように指示を、うちの部下職員に指示をしたのは私でございます。それで、企画課長が、気を遣つて、気を回してという話がありましたが、私が隣の者だったら、やはりあれって思うんじゃないのというのは、私、人間として普通の感覚なのかなというふうに思つておりまして、部下に確認したところ、町としてそういう隣接の方々への、アパートが建つ見込みですという連絡はまだされていないということを確認したので、私は、アパートとか従業員宿舎の決定した周囲の方に対して、まずもって電話で連絡するのが常識なのかなというふうに思つて指示をさせていただいた、以上でも以下でもないのです。

ただ、もう建っているじゃないかというのも当然わかっていた、わかった上で、それでも連絡、だからしないという理屈はないんじゃないかと自問自答しまして、そして、その方にも当然連絡をさせていただいたと。お叱りを受けるかもしれませんけれども、甘んじて受けるしかないんじゃないかという中で連絡をさせました。以上です。

○委員長（山内昇一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 町としての、そういった下準備のための土地提供というようなことを考えれば、アパートも宿舎も、そして水産業の雇用の確保、そういったことを考えていけば、これまでも水産会社は自分たち独自に土地を探してアパートを建てていたという経緯が、水産会社はいっぱいありますけれども、皆そこでは独自にアパートを建てて従業員を確保していたという経緯があります。震災で確かにいろんな問題があっても、今の復興推進課長の話だと、とにかくその近隣の人たちには連絡をしなきゃいけないと。でも、それが建つてしまったらもう遅いということは、隣の人たちもわかっているけれども、そういった苦情を言うのだと思うのです。とりあえず建設業者が決まつたらば、その水産会社が決まつたらば、こういうわけでここに建ちますよというような連絡、その前に私は必要だと思います。

そして、今回、東団地のほうでもありましたけれども、中央団地のことに関しては、やはり事前に近所の人たちがここに建つんだよというのがわかって大騒ぎして、今回事業所も撤退してという経緯があります。やはり建ててしまつたらもう終わりだから、その前にやつてしまえ的な考え方方が、行政のこういった復興に資するとは言いながら、余りにも住民を無視した、私はこの事業だと思います。

今後、いろいろまだ私は町独自で、町のためだからとか、復興のためだからということを、自分の追い風にしていろんなことをこれからも町は町民のためだとしてやっていくのですが、それは地区民、そして町民、その同意を得ながらやっていかないと、私はこんな問題つて、今後もますます起こってきたときに、住民が行政不信になることが一番怖い。だから、町長も、先ほど言っていたけれども、職員はとにかく頑張っているんだと。その上のほうの判断が甘いんじゃないかと、私はこんなふうに思います。

とりあえず今後も、住民、あと地区民のことを考えて、やはりしっかりとした説明のもとでやってほしい。広報だけの行政の報告だけでは、住民の心には伝わらないし、住民もわからない人が多い。まだ生活困難の中で、広報を見る時間って持っている人って限られているように私は、気がします。こういった面からも、行政で親切丁寧な、事業展開に当たっては、できればしっかりとした周知をお願いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） ほかに。町長。

○町長（佐藤 仁君） 機会ですので、議員の皆さん方には共通理解をしていただきたいと思います。1つ、一般開放に当たる経緯といいますか、県内で今やっているのは、7自治体がやつてございます。そのうちまだ、うちは事業全て終了してからの一般開放という取り組みをしましたが、実は中には事業がまだ終了していない、そういうところも今一般開放という形の中で取り組んでいるということです。

実は、これはなぜそうかといいますと、これは大変な事業費がかかってございます。皆さんご承知のように、当町で28団地、宅地造成をやりました。これは平均単価幾らかかっているかといいますと、4,500万円かかっています。じゃあ募集が始まるときに、100区画くらい余っているということですので、これを合わせますと、掛けますとですか、45億円の金が、国費をかけて空き区画になるという、大変大きな問題があります。

仙台市なんかはそうなのですが、もう一区画どんと全部、デベロッパーに全部売ると。それでデベロッパーがそれに住宅を建てて、それをもう販売をするというような極端なやり方をしている自治体もございます。

今回こういう問題がありましたので、各自治体にも住民説明会をやりましたかというお話をさせていただきましたが、基本的に住民説明会をやっている自治体はどこもございませんでした。かと言って、我々の責任を逃れるというつもりはなくて、そういう実態でこれまで一般開放が進んできたということです。

それから、ここに若い議員さんたちがいますので、将来を担っていく若い議員さんたちですので、当然税収不足というのが今後、到底避けて通れない問題がやってまいります。ご案内のとおり、このまま空き区画にしておけば、当然維持管理費はかかる、それから当然入ってくるべき固定資産税が入ってこないという問題を抱える。ですから、議員の皆さん方は、当然のごとく町民の皆さん方はこうだああだと言われれば、それに沿った形の中で活動、あるいは意見を言わなきゃないという、そういう立場になるというのは、十分承知をしてございます。

しかしながら、反面、皆さんも議員報酬をいただいて議員活動という形になれば、町の課題が何だった、何なのだろうということの、そういう立ち位置でも、やはりこの問題について考えていただかないと、ある意味私から言わせていただければ、こういった空き区画をどうやって解消するかということについて、議員の皆さん方からも知恵を拝借をしたいというふうに思っておりますので、今後一方的なご意見ということではなくて、この問題、課題について、どのように自分の立場で、議員という立場でこの問題に取り組むかということも含めてご議論を

いただければ、大変ありがたい。

大変、共通理解ということで、なかなかこれまで言ってくる機会がなかったものですから、今この機会がございましたので、ちょっと私のほうから、一般開放に向けて思いを、どういう思いでこの一般開放に行ったかということについては、皆さん方にお話をさせていただきたいということで、お話をさせていただきました。以上です。

○委員長（山内昇一君） ほかに。質疑はございませんか。須藤委員。

○須藤清孝委員 おかげさまできょうで3ヶ月になりました。まだまだわからないことばかりですけれども、ちょっと私のほうから2点、3点ぐらいお願ひします。

町長の今の説明をいただいた後に、私の発言でちょっと恐縮なのですけれども、町の進めていく行き方、あと私たちの立ち位置、私もまだまだわからない状況の中で、理解は十分あると思いますが、しているつもりです。

それで、今回は、地域性も出て、住民、私個人的には住民の感情に触れてしまってこうなっちゃったのかなというふうに最初は捉えていたのですけれども、2ページに示されている、その国からの通知で、これは多分、私の認識では、これは一部の抜粋だと思っているのですが、こういう通知が来る場合、例えばやってもいいよ、だけれども、気をつけてやりなさいよみたいな文面、文言みたいなのが入っていたりしないんですかね。

というのも、私も自分の住んでいた地区の防集の当時契約会長をやっていたので、復興推進課さんとともに防集の話を進めていく中で、復興推進課さんは物すごく丁寧に丁寧に、慎重に慎重に話を進めてくれたのです。それでも、私も当時その責任者でもあったからですけれども、それでもなお住民の人に「住むのは俺たちだ」とやはり言われた経緯もあるものですから、幾ら丁寧にやってきても、やはり個人個人の感情って、捉え方が違うと思うのですけれども、その辺、今回担当課が若干違うのでしょうかけれども、その辺の慎重さみたいな、連携とかとれたりとかもしていたのでしょうかというのが、まず1点。

それから、8ページの今後の開放の方針で、1番で地域の理解を得られるまでというのは、その団地、団地において、その団地では、うちらほうの団地はいいですよと言えば済むけれども、建てられる空き区画がちょうどあって、建てられるような流れも可能なのかというのが2点と、あとそれから、その3番目で、新年度よりって、今2月ですから、2月、3月、この2ヶ月間は一般ですぐにでもちょっと土地を探して入りたい、家を建てたいという意向の人たちに対しては、この辺、4月まで待ってくださいという期間を設けるのか、その辺の取り扱いを教えていただきたいと思います。以上です。

○委員長（山内昇一君）企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 大きく3点かと思います。国の通知につきましては、復興に資するという事業が現場に入るまでに十分過ぎるぐらいの協議、準備、そういったものを踏まえた上での適正な事業規模でまずやってくださいと。でも、なおかつその間にどうしてもあきが出てしまった場合に処分できますよというような旨の内容が書いてあります。それに沿って当然、震災復興推進課時代から代々組織が変わって、地域の方々とずっとお話し合いをして、ここにたどり着いてきましたと。当然、事業課さんは地域の方々お一人お一人といろいろな声を聞きながら進んでまいりましたし、今回の一般開放の制度設計につきましては、土地利用の観点、あるいは人口、産業振興の観点から、企画のほうで制度をつくりさせていただいたというところで、当然、最終決定は町長決定になるのですけれども、そのプロセスの中では、復興課、あと企画課、あるいは管財課等、さまざまな課と一緒に相談をしてきたということでございます。

それから、地域の理解のあり方というところで、うちの団地はアパート歓迎ですよというところがあれば、それはいつでもそういう形で募集をすることはできるかと思います。

意向のない人につきましてなのですけれども、4月まで待たずに、どこどこ団地のこのあたりが欲しいんだというような方につきましては、当然、優先順位というものもありますけれども、被災者であればそもそも防集に家を建てられるという資格になっておりますので、そこは担当課のほうにしっかりとご相談をいただければ、いつでも対応できるということになってございます。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 3ページ目に、そもそも人材不足、それも水産加工業の人材不足が事の発端だったというような感じで書かれていますが、人材不足は水産加工業に限らず、あらゆる産業で人材不足だと思います。なぜその人材不足を水産加工業に限って事が進んだのかが、ちょっと疑問点としてあります。

それで、12社の水産加工業者に調査をして、2社から意向があったと。ということは、10社からは意向はなかったと。であれば、何か水産加工業の人材不足というのは、何か2社だけで、との10社は、いや、間に合っていますよというようなスタンスでいたように何か思えます。

それで、この2社、その後1社辞退とあるのですけれども、社名とか明かせないんですね。というのは、5ページ目、南三陸警察署職員官舎、ここは南三陸警察署という名前が出ているのですけれども、この水産加工業者、加工会社2社については、どこにもちょっとそういう

う社名とかないのですが、社名を明かすということはできないでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、水産業関係に特化をしたというようなご質問かと思いますが、そもそも南三陸町、下の市街地の区画整理をやるときに、早期まちびらきエリアというのをつくってまいりました。1つは、さんさん商店街のあるにぎやか事業、それからもう1ヵ所は大森地区、新井田川に接していますけれども、三角の地区、今4社建っていますけれども、まずそういったその水産、早く復興させるということから、区画整理で早期まちびらきを、水産を決めたと。

それから、国の交付金事業の中で、ちょっと正式な事業名は忘れたのですけれども、水産加工施設の復旧事業ということで、うちの町で60億か70億ぐらいの復興交付金を活用してございます。これはいわゆる8分の7事業というところでございます。これも町が当時、戦略的に水産関係の会社の方々の早期再建のために、その交付金の使い方を決めさせていただきました。当時、土地がなくいろいろ各会社の方々も早期に復旧をしたいのだけれども、ゆっくりしていると、その販路がなくなってしまうというようなこともあって、魚屋さんが山に上がってしまうと大変なことになるということから、町ではそういう水産関係に特化した交付金の使い方をしてきた経緯がございますので、ここはそういう流れで来たというところでございます。

あと、1社の方につきましては、公表はいたしかねます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員、よろしいですか。

ほかに。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 じゃあ済みません、着座のまま失礼いたします。いろいろ申し上げたいことは多岐にわたってございまして、その前にちょっと事実確認といいますか、今その業者名も私も聞こうと思っていたのですけれども、明かせないということでしたので、それはまあ、業者さんにはアパートもしくは寄宿舎を建てていいですよと許可を出したわけですよね、一度は。ですので、その土地というのはもう、業者さんに売ったのですかということをまず聞きたい。

それから、その建設中だとか、建築中だというような住民の声があるという、要はもう建つてしまっているからとめられないんじゃないかというような声を私も聞きました。実際にその先ほどの図面ですと、区画、二区画続けての募集が、決定した区画というのは3つありますよね。赤字で囲まれて先行して決定した区画というのが1区画あります。これらの今のその状況、更地のままなのか、建築されているのか、ちょっとお伺いします。

まず、その2点を確認してから、ちょっとその後の問題提起をしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 区画につきましては、売ったところと、それから賃貸という2系統の申し出でございました。ただ、売買につきましては、まだその土地の代金、お支払いをする前に決定を取り下げたというところでございますので、基本的に更地のままというところで、権利の移動はないというところでございます。

それから、東に建築中のアパートにつきましては、後藤委員ご質問のとおり、現在進行形というところでございます。

失礼いたしました。赤いところにつきましては、買った土地になります。売買でございます。

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 ちょっと図面見ながら、ここがこうだという話を聞きたいのですけれども、ちょっと5ページですか、先行して決定した区画は、これは売ったと。二区画売ったと。それで、ここはもう建築がどこまで進んでいるのかということをちょっと伺います。

それで、その隣、1次募集で申し込みがなかった区画というのは、なかつたのであいているんだと思います。その下、1次募集で決定した区画、ここは今売ったのですか、貸したのですか。それとも、建築が進んでいない、更地のまま、更地に戻るのでしょうか。それとも、ここには建つのでしょうか。

それで、中央団地、二区画あります。低いほうと高いほうと言ったらいいのでしょうかね、図面でいうと右の側が低いほうで、左の側が高いほう、高さがですね、だと思うのですけれども、どっちがどうで、売ったのか、借りたのか。こっちはその建築、中央団地ですから建築しないということになったのだと思いますけれども、土地の売買が両方とも賃貸も含めて成立していないのか。もしくは土地はもう向こうの手に渡っているけれども、建つのをとりあえず中止しているという状況なのかということをちょっと確認したいです。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 中央団地のほうをごらんいただきたいのですが、左上のほうにつきましては、借りる予定で手を挙げられました。それから、右下、扇のかなめのほう、こちらは買いたいということでの申し出でございました。いずれも取り下げをいたしましたので、今後の権利の関係は動いていないというところでございます。したがいまして、中央には建たないということでございます。

それから、東の図面なのですけれども、赤いところにつきましては、これは売買した土地で

ございます。進行状況につきましてですけれども、2月いっぱいの工期で現在工事が進んでいるということをお聞きしてございます。その右隣につきましては、議員おっしゃるとおり、申し込みがございません。右下のブルーのところでございますけれども、1次募集では決定をしたのですけれども、現在はアパートの建設を棚上げし、この土地の、ここは賃貸の予定だったのだそうですけれども、それを取り下げをされたということで聞いてございます。

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 はい、わかりました。具体的に、何でしょう、中央団地、東団地、いろいろありますと、その住民説明の前に、現在その宅地はどうなっているのかという話はぜひ明らかにしなきゃいけないことなのだろうと思います。逆に言うと、なぜ説明がないのかと疑問に思いました。

その上で、今回のお話の問題点をどのように考えておられるかということなのです。先ほど千葉委員もおっしゃいましたけれども、行政のトップなのか、その責任者としての姿勢の問題だと思うんですよね。時間もあれですから、私は問題なのは、その一般開放したことではなくて、勝手に決めたことだと思うんですよ。それで、業者側は雇いたいのだけれども、住まわせる場所がないというのは、震災後ずっと言っていたわけですよ。それで、高台にそういう団地つくれませんかとか、仮設住宅を1棟丸々借りて従業員宿舎にできませんかとか、ずっとあつたわけですよ。それは全部袖にしておいて、そのなぜ今のタイミングで急に二区画OKですよとなっちゃうのか。

それで、やはりその手順、勝手に決めたということがまず問題で、やはりその後の手順がおかしいんですよね。いや、これは町の政策として必要なのだと。税収上げるためにも、これから先、我々の世代が一生懸命やっていくためにも、空き区画のままにしておけない。であれば、しておけないのですと。だから、ここにアパート建たせてくれませんかと。まず住民の人々に言う。その上で、いや、そうだねと。じゃあ建ててもらいましょうよと。誰か業者いませんかというのが順番、誰が考えてもその順番だと思うんですよね。それをなぜ間違ってしまったのか。

端的に聞きたいのですけれども、こういう進め方をしたら、地域住民との摩擦は起きないと、摩擦は大丈夫だらうと、みんな許してくれるだらうと思っていたのでしょうか。そこがちょっと、どなたかわかりませんが、お聞きしたい。

もう一つは、今後どうするのですかという話ですよ。空き区画のままにはしておけないと、問題がこじれちゃって、糸がもつれてしまったと。このもつれた糸をどうやってほど

くのかということです。いろいろ何度も資料を読み返しましたけれども、今後も引き続き継続していきたいと思いますとか、地域住民の合意が得られるまでは、とりあえずアパート、寄宿舎は建てませんとか、何でしょう。どこに責任があるのかということが全く明言されていないのと、今後その地域住民の理解を得るために、じゃあ行政は何をするのですかという話が全く語られていないんですよね。それでいいのでしょうか。余計にやりづらくなつたと思いますよ。その業者も今取り下げたというお話ですよね。土地を買おうと思っていたのに、お金を払う準備をしていたのに、問題が起つたから、やはり取り下りますということは、その土地、その業者はもう買いませんよね、絶対。

じゃあそこをどうやって埋めていくのかという話。先ほどの町長のお話ですと、議員の皆様からもぜひお声をいただきたいというお話でしたが、それはもちろん我々も一緒に考えなきやいけないことだと思いますけれども、こじれてしまった原因がどこにあって、それをまずごめんなさいしない限りは、地域住民は許してくれないと思うんですよね。その対応策ももうちょっと明確に示すべきではないかと私は思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） その部分は、後藤委員おっしゃるとおり、まさにそのとおりだろうというふうに思います。復興を急ぐということと、あいている基盤を有効に使うということにつきましては、我々執行部も議員の皆様も、それは誰もがそう思うし、また否定はされないというふうに思います。ただ、その時点、時点で、政策を組み上げていくプロセスの中で、周知をするなり、説明等、あるいは意見を聞くという部分は、昨年も申し上げましたとおり、欠けていたということを、地域の方々にもおわびをしたところでございます。

今後につきましては、そういったそのまだまだ被災した方々が完全に家を建てていないという、そういう環境にもございますし、一方、各種課題、抱えている復興の課題について進めなければいけないと、そういう相反することにこれからも向き合つていかなければなりませんので、そういうめり張りを持たせることは、非常に大事なことだと思っております。

こじれてしまっているというようなお話ですけれども、丁寧に地域に入って説明をする、そういうといった尽くしていく努力をこれからはしていきたいというふうに思っております。

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 心情的な部分はわかったかなと思いますけれども、摩擦、こういうやり方をしていったら摩擦は起きないと思ったのですかという質問をしたのですけれども、それについてはどうお考えですか。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 摩擦というふうなことを想定という部分は、いろいろ協議をする中では、そこまでは及ぶものではございませんでした。ただ、先ほど申し上げましたように、その志津川の東と中央、非常に大きな団地で、十数カ月間募集、再募集という形で来て、なかなかやはりその埋まるペースが鈍ってきたということは、我々も率直に思って、これを何とかしなければいけないというような思いが先行したというところは正直あるのかもわかりませんけれども、率直にそういう摩擦が出たりというところまでは及ばなかったというのが、正直な話でございます。（「もう1点だけいいですか」の声あり）

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 浩みません、何度も。摩擦が起きないと思ったのであれば、まだ救いようがあるといいますか、摩擦が起こることを承知でやったとすれば、余計罪深いと思いますので、その点はよかったです、ちょっとほつとした部分でもあります、実は、認識が非常に甘いというか、ずれているんじゃないかなと思います。14カ月ぐらいずっと公募をしてきたということを先ほどからおっしゃっていますけれども、それはわかりますよ。やってきました。ただ、志津川中央と志津川東はまだ自治会もできていないんですよ。やっと住み始めたばかりなのに、何で今までのルールが急に変わったのだろうと、これはやはり驚くでしょうし、ほかの、例えば先に完成した団地から順次、一般開放が進んでいくんですよというお話ならまだ理解できると思うのですけれども、なぜ今、その新しくなったばかりのところで、不意打ちのような行動をしてしまったのかというところは、これはきっちり反省していただきたいと思います。

今後、もつれた糸をどうやってほどいていくのかというお話ですが、丁寧に説明していくしかないんだというお話でした。説明会をやっていただいたおかげでといいますか、やった中で、私の中に、私のほうには、ただ、一段落したと、少し安心しましたというような報告というか、わざわざ私のほうに連絡くれた方もいらっしゃいます。だから、言葉を尽くせば、決して通じないわけじゃないと思うんですよね。そこをぜひ、何でいうのでしょうか、先ほど須藤委員も、感情的になってしまった部分があるよねというお話をされました。私もそうだと思いまして、そこを、感情をまずおさめていただくというためには、非常に努力というか、普段皆さんがなさらないようなこともしなければいけないのかなと思いますので、ぜひ一緒にといいますか、私もできる限りその溝は埋めていく努力をすべき立場だろうと思いますので、偉そうにここで言ったからには、その糸をほどくお手伝いはしたいと思いますが、もう少しその心構

えというか、これぐらいの大きい問題なのですという認識をもう一度改めて持っていただきたいと思いますけれども、町長はいかがですか。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 最初にお話したとおりの内容でこの話はスタートしまして、実は間もなく丸7年になります。このごろ、丸7年に向けて、各中央紙からアンケートが回ってきております。その中で、やはり出てきているのが、この空き区画の問題が出てきております。というのは、やはり税金の無駄遣いというようなご指摘を多分、あと1年、2年たてば、受けける可能性というのが出てきます。多分防潮堤の問題なんか特にそうですが、そういう観点で、やはり報道されるということになりますと、国民の皆さんにとっても、何だ、無駄な税金を使って復興事業をやったんだなというふうな受けとめ方をされる懸念が非常に年々高くなっている。したがって、何としてもここは埋めていく必要があるという、そういう思い、これはもう搖ぎなくなっていかなければいけないというふうに思っております。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 いろいろ皆さんのご意見も聞きながらなのですけれども、やはり今後藤委員がおっしゃったとおりだと思うのです。ということは、住民主体の施策ではなく、これはトップダウンの施策にも問題があるのかなという、今まで聞いていてね、そういう感がいたします。ということは、このアパート問題だけでなく、この中央団地の公共施設をそこにつくるときの給食センターの問題もありました。国道筋に何で給食センターを建てるのと。そういう場所のとり方からしてみても、そうだと思うのです。だから、そういうところをこれからは常に住民サイドに立った施策を考えてもらいたい。そういうことです。町民の声を聞きながらやっていきたい。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 給食センターの場所につきましては、議会の予算関連質疑とか、そういう中でも、及川議員からなぜこの場所にというようなことで聞かれましたし、何度もお答えをしてございます。そういうところでご理解をいただきたいと。あしたにもできますので、そのあそこに決めた理由につきましては、ご説明をさせていただいてみるつもりであります。

それから、トップダウンといいますか、当然、最終責任者は町長になるのですけれども、いろいろな施策を組み上げていって、意見を聞くというときには、やはり判断材料をそろえる、

我々事務方がしっかりとしないと、正しい選択、判断をできないというケースがやはり多いと思います。実務の細かいことを首長は知っているわけではないので、そういった制度をうまく使って、1案、2案、3案ぐらいの中からそれぞれ選んでいただくというような政策の決め事をしておりますので、トップダウンというようなことではございませんので、ここは改めてご認識をしていただければ幸いです。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

星委員。

○星 喜美男委員 この件については、私は1つ、従業員宿舎とアパートは、私は別物だろうと思っております。従業員宿舎は感情的にはちょっと何となくわかるような気もします。現状を見ても、こう従業員ぞろぞろと群れて歩いたり、いろいろ歩いている姿を見ても、やはり住民の感情としては、それは余り好んで受け入れようという意識はないのかなという感じはします。ただ、一般アパートまでだめだとなりますと、現に既存の沼田にあるアパートは、被災者も入っていますし、住宅と隣接して建っています、その辺まで受け入れないと、ちょっと、最初から言われておる定住対策であったり、いろんなものを解決していく上には、ちょっといかがなものかなという思いがあります。

ただ、そこまで来る段階で、確かにその手順に問題はあっただろうと私も感じるものがあります。その辺はひとつしっかりと説明をしていく必要があると思いますし、もう一つ、議会にも大きくいわゆる要件が変わった場合は、知らせるようなシステムがあってもいいのかなという感じがしております。いろいろ住民から相談を受けて初めてそういうのがあるのみたいな議会が、議員が感じるようでは、ちょっと好ましくないのかなと、そのように私は感じました。そういった意味で、いろんなそういった大きな要件等が変わった場合は、何らかの形で議会にも知らせる必要があると、そのように感じております。

なわけで、多分、これからアパートを団地に整備するというのは、多分名乗り出る人もなかなかいないのかなという感じがして、その辺は難しいだろうという感じがしておりますし、やはりこれからもっと違う意味でいろいろ入居者なりを広く集めていくような方法をみんなで議論していく必要があるだろうと、そのように思っております。

そんなところで、私の考え方としては、やはりアパートと従業員宿舎は線を引いた取り扱いがいいのかなという感じがしました。以上です。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） アパートにつきましては、例えば災害公営住宅も今一般開放してご

ざいますけれども、所得要件によって入れない方がいると。そういう方が例えば南三陸病院の看護師さんになったり、もうすぐ郵便局もオープンしますし、警察署も、そういったその入れないような方々の入居の受け皿としては、民間のアパートというのは有益なものだと、私もそのようにずっと思ってございました。

それから、宿舎というところで、5人、10人まとめて、1つの会社が雇用をして研修生、実習生という段階を踏まえて会社を回していくというために、外国の方々を受け入れるという制度になります。私も朝に大体7時半ぐらいになりますと、この東山中央線のある会社に三、四人ずつ3班ぐらいに分かれて行かれる研修生の方がいらっしゃるのですが、いつも立派だなと思っています。町内のほかの会社に行く方々と歩道ですれ違うと、「おはようございます」とちゃんと挨拶もしていくし、やはり研修生として来る以上、出先からは非常に厳しいルールで出てきて、そしてそれを受け入れる事業主さんもしっかりと生活を、習慣といいますか、文化なりを教えながらやっているというようなことを聞いておりますので、本当に歩道にはみ出すようなこともなく、ちゃんと歩いているというふうにいつも感心していますので、これからもそういう寄宿舎に外国の方を受け入れる事業者の方は、そういう配慮をしっかりとやっていただけるものと思っております。

○委員長（山内昇一君） 星委員。

○星 喜美男委員 その点については、私も経営者などから伺っておりますし、やはり来て1ヶ月ぐらいはしっかりとした研修、実習を行って教育をして、そしてやっているということは聞いていますけれども、ただ、一般から見た感じとしては、ちょっとその辺まで理解できていない部分もあるのかなという感じがしております。ただ、一般的アパートまでだめだというのは、ちょっと私には理解できかねるものが、部分はあるのですけれども、その一番の問題にされたのが、いわゆる一区画何ぼですか、100坪って、もっと欲しい人がいたにもかかわらず、だめだとずっと言い続けてきたのが、突然その二区画もありだよみたいに、その辺にこういった部分の説明不足がちょっと、いろいろあれがあったのかなというような感じがしております。

いずれこのような今後の出ているのですけれども、やはりしっかりと地域に説明をして、そしてみんなで空き区画を埋めていく努力が必要だろうと思っております。私たちも微力ながらそれなりにやっていきたいと思っています。

○委員長（山内昇一君） ほかに。高橋委員。

○高橋兼次委員 時間も押しておりますので、簡単に確認をさせていただきたいと思います。埋

めなきやないというような、いろんなもろもろの理由から、よかれと思ってやったことがどこかでそれが生じて、こういう結果になったのですが、今後が大事だと思うのです。それで、この8ページですか、今後の一般開放の方針というようなことで、その制度設計の見直しというようなことでこれからやっていくんだというようなことなのですが、この制度設計の見直し、大体ばやっと何かわかりそうな気もしているのだけれども、どういう趣旨でもって制度を変えていくのか。

それと、この見直しがですよ、①の地域の理解が得られるまでというような云々とあるのですが、これを覆すような見直しにはならないと思いますが、その辺あたりの確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、その地域の理解を得られるまでという、そのどうやって得られるのかという部分もちょっと説明、私足りなかつたかなと思うのですが、先ほど後藤委員から、東と中央は行政区すらまだできていないというようなご指摘もございました。やはりそういったコミュニティーが立ち上がっていないと、行政側が何かを相談をするにしても、やはりその客体がないとやりづらいというところもあったのかなというふうに反省をしてございまして、今後行政区再編と並行して、機会あるごとに両地区の方々と今後のいろんな話し合いをしていきたいというふうに思っております。

それから、制度設計を見直した上でという漠然とした表現であるのですけれども、被災者の最優先というような考え方、これは今後も不変であるというふうに思っております。ただ、被災者の方々、大体この階層の方々は、防集なり、災害公営なり、個別移転なりという形で、ほぼ移転が終わっているので、そう多くの申し込みは見込めないだろうというふうにも思ってございますので、その辺の精査ももう一度慎重に事業の担当課とやりながらやっていくと。むしろ子育てなどの若者層を中心とした制度設計にしたらいいんじゃないとか、さまざまな考え方があるかと思います。

それから、将来のために土地をというような声も若干寄せられておりましたので、そういうものもちょっとこう、テーブルに上げながら、各担当課と一緒に考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（山内昇一君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 今、将来のためにというような話も出ましたが、その辺あたりも提案したいなと考えていたのです。いろいろと町民、住民の意思を尊重して制度を見直していくには、ほか

のその制度の要件の緩和が恐らく必要になってくると思うのです。じゃないと、応募してくる人は限られてきますので、その辺あたり、もう少し幅広く要件を緩和しながらやる必要もあるのかなと、そのように感じました。

いずれにしても、住民重視で進めていただきたいと。以上です。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、ないようありますので、以上で防災集団移転促進団地の一般公募についての質疑を終わらせていただきます。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのように取り進めることいたします。

次に、その他として、委員から特別委員会についてご意見があれば伺います。（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会することにいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後5時23分 閉会